新たな雇用対策の仕組み~ハローワークの地方移管~

地方が国のハローワークを活用

地方版ハローワークの創設

別紙2

平成27年11月

概要

利用者の利便性を高めることを第一義として、国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、法律に基づき、全国的かつ安定的な仕組みとして構築

ポイント1

知事が国のHWを"実際上、都道府県の組織として 活用"できる枠組を創設(法律)(HW=ハローワーク)

- (1)「法律上の協定」
 - ① 都道府県・市町村と都道府県労働局との間で「法律上の協定」を締結
 - ② 協定の趣旨 職業安定行政を中心とした雇用対策全般について、都道府県・市町村と都道府県労働局とが一緒に考え、推進し、共通の成果目標の達成を図る。
 - ③ 協定の効力 都道府県・市町村内の全ての国のHW
 - ④ 協定の内容
 - a運営協議会の設置、b事業計画の策定、c若者、女性、高齢者、障害者、UIJターン等の個別政策、雇用創出、産業施策に係る協力・国の支援、d国と地方による「一体的サービス」、e地方版HWの支援等
- (2) 知事から都道府県労働局長への法律上の関与(HW特区における「指示」と同等の権限)
- ① 知事は、都道府県労働局長に対し、協定の内容全般について法律上、要請することができ、要請を受けた都道府県労働局長は、合理的な理由がある場合を除き業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ② 他の都道府県労働局長に及ぶ事項も要請の対象とすることができる。
- ③ 都道府県労働局長が知事の要請に従わないときは、知事は厚生労働大臣に申し立てをすることができる。
- ※ 市町村長から都道府県労働局長への法律上の関与のあり方については、 市町村・都道府県の意向及び制度の趣旨を踏まえ、今後の具体的な制度 設計の過程において結論を得る。
 - ⇒ HW特区に限らず全国的に実施

ポイント2

地方版HWの設置権限を移譲し、地方公共団体が国と同列の公的な立場で無料職業紹介事業を実施

- (1) 地方公共団体が無料職業紹介事業を行う際の届出を廃止(法律)
- (2) 民間事業者と同列に課されている規制や監督(職業紹介責任者の選任・帳簿の備え付け・事業停止命令等)を廃止(法律)
- (3) 求人情報のオンライン提供について法定化(法律) 国が地方公共団体にオンラインで提供する情報の範囲を「企業が求める人材像やより詳細な 労働条件」へ拡大し、国のHW職員が職業紹介のために用いる情報と同様に
- (4) 地方版HWが受け付けた求人情報についても、国のHW求人情報システムに反映
- (5) 地方が紹介した求職者を雇用した企業が雇入れ助成金の対象となることの明確化・周知徹底
- (6) 国による雇用保険の認定、職業訓練の受講指示、雇用調整助成金の支給手続について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応(例:国の職員の配置・巡回等)
- (7) 地方版HWの名称は、利用者の利便性を考慮し、地方の自主性を尊重

ポイント3

国のHWと地方公共団体とが同一施設内で無料職業紹介及び相談業務等を行う 「利用者の視点に立っての一体的サービス」の提供を全国的かつ継続的に展開

- (1) 「一体的サービス」について法定化(法律)
- (2) 「一体的サービス」を継続的に実施できるよう、国として必要な経費を予算措置
- (3) 「一体的サービス」の運営にあたって地方からの「要望」に対して迅速・積極・柔軟に対応できるよう、「要望」 の様式の統一や標準処理期間の設定等、スキーム化
- (4) 少なくとも月1回国のHWの就職実績を地方に提供
- (5) 国による雇用保険の認定、職業訓練の受講指示、雇用調整助成金の支給手続について、自治体の希望や利用者のニーズに応じて対応(例:国の職員の配置・巡回等)

ポイント4

国による支援の拡充

- (1) 地方の職員の研修に協力 (2) 国と地方の間の人事交流を拡充 (3) 地方が取り組む雇用対策事業(雇用拡大、人材育成、地方版HW、「一体的サービス」等)への財政支援
- (4) 生活困窮者、若者、女性、高齢者、障害者等の就職や、産業政策、企業誘致に当たり一層の利便性が高まるよう、国と地方の情報共有の一層の推進や事例集の作成
- (注)・ 今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の代表も参画するなど、地方の意見も十分反映させて行う。
 - ・ (法律)とある項目は、今後、労働政策審議会の議論を踏まえ、雇用対策法及び職業安定法の法律改正を行うもの
 - ・それ以外のものは、この「仕組み」を閣議決定後、速やかに実施